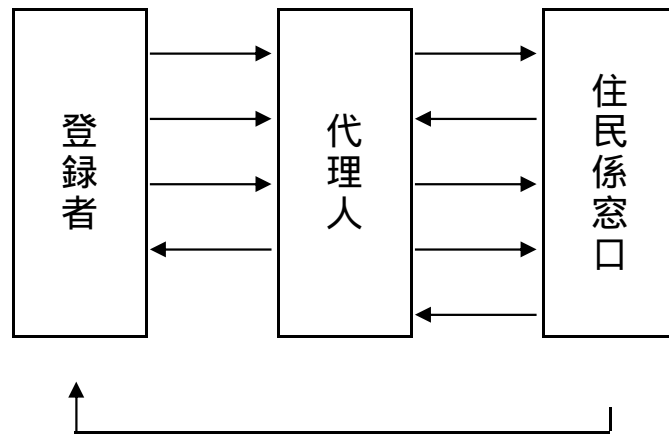


代理人による印鑑登録手順



登録者は代理人へ印鑑登録申請の依頼をします。

代理人は窓口へ必要用紙を受け取りに行きます。

代理人は窓口で【印鑑登録関係申請(届)書】と【代理人選任届】の用紙を受け取ります。

登録者は【印鑑登録関係申請(届)書】と【代理人選任届】を記入し、【登録する印鑑】と一緒に代理人へ預けます。

代理人は【印鑑登録関係申請(届)書】と【代理人選任届】【登録する印鑑】を預かり、【代理人に認印】を持って窓口へ手続きに行きます。

住民係から登録者宛に【回答書・代理人選任届】が郵送されてきます。

登録者は【回答書・代理人選任届】を記入し、代理人へ渡します。

代理人は【回答書・代理人選任届】と【代理人の認印】【代理人自身の本人確認書類(運転免許証など)】を持って窓口へ行きます。

代理人は窓口で【印鑑登録証】を受け取ります。

代理人は【印鑑登録証】を登録者へ渡します。

登録する印鑑……次の場合等は登録することができませんので、ご注意ください。

- ・流し込みプレス等により多量に同一のものが製造市販されているもの。
- ・外枠が3分の1以上欠けているもの。
- ・印鑑の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが25mmの正方形に収まらないもの。

詳しくは

市民課住民係
能生事務所住民係
青海事務所住民係

552-1511
566-3111
562-2260

又は係員にお問い合わせください。